

# 国保多古中央病院の新しい医師をご紹介します



おおかわ きょういち  
**大川 恭一 医師**  
専門●外科  
抱負●地域の皆さまのお役に立てるよう精一杯頑張ります。

# 地域の身近な相談役 新民生委員・児童委員のご紹介

任期：令和7年12月1日～令和10年11月30日

令和7年12月1日に3年に一度の一斉改選が行われ、厚生労働大臣より35名(新任18名、再任17名)の民生委員・児童委員が委嘱されました。

民生委員・児童委員は、地域にお住まいの皆さまの困りごとや福祉に関する相談対応、必要な情報提供を行いながら、地域住民と行政をつなぐ架け橋となる役割を担っています。

また、主任児童委員は児童問題を専門的に担当し、相談や支援を行うとともに、関係機関との調整役も務めています。日常生活を営むうえで、「なにか困ったとき」「心配・不安なこと」がありましたら、担当地域の民生委員・児童委員までご相談ください。

※民生委員・児童委員には「守秘義務」があり、相談・支援などの活動内容の秘密は守られます。

## ◆民生委員・児童委員

氏名	担当地域	備考	氏名	担当地域	備考	氏名	担当地域	備考
平山 泉	大原内・新町・仲町	新任	見澤 聖壽	飯笹	新任	鈴木 和幸	坂	再任
越川かつみ	堀之尻	再任	岡田 政行	五辻	再任	佐藤 一成	南玉造	再任
宇井 健之	田町・本町	新任	岡坂 勝芳	つつじヶ丘団地	再任	久志本洋子	宮本	新任
高橋 道嗣	高根・飯新	再任	瓜生 照夫	一畝田	再任	宇井 一	宿・芝・新田・横宿・高田・西谷・東谷	再任
市原昭一郎	高野前・切通・居射・豊田	新任	高橋 芳久	本三倉・谷三倉	再任	伊東 健一	北場・神行・久保・坂並・白貝	新任
渡邊 幸夫	多古台	新任	平山 清一	次浦	新任	宮内 勝則	宮・谷津・南和田・鴻の巣	新任
宇井 弘一	島・広沼	再任	大橋 誠	西古内・台作・井戸山	新任	鎌形二三男	南並木・南借当	再任
幸島美智子	船越	新任	山本 敬之	高津原・大門	新任			
勝又 義之	牛尾	新任	金杉 初江	御料地・大穴	新任			
五木田順子	水戸・林・千田	新任	野口 弘美	十余三	再任			
萩原 晶子	染井	再任	山倉 一由	松木・出沼	新任			
山口 清	喜多・五反田	新任	宇井 真理	川島・方田	再任			
平山 美晴	間倉	新任	及川 清美	塙・柏熊	再任			

## ◆主任児童委員

氏名	担当地域	備考
佐藤 葉子	多古町全域	再任
加瀬 行祥	多古町全域	再任

お問合せ●保健福祉課福祉係 ☎ 76-3185

姿勢整う



## ヨガ講座を開催します!

参加費無料

ヨガのゆったりとした呼吸とともに体を動かして姿勢を改善しましょう! 初心者の方も大歓迎です!

日時●①2月4日(水) ③2月18日(水) 午後7時～8時10分(受付:午後6時45分～)  
②2月14日(土) ④2月21日(土) 午後6時～7時10分(受付:午後5時45分～)

会場●コミュニティプラザ 3階 多目的ホール 募集人数●各回50人程度

持ち物●動きやすい服装・飲み物・汗拭き用タオル・ヨガマット(お持ちでない方は貸し出しします)

申込期間●1月7日(水) 午後7時～21日(水) 午後7時

申込方法●二次元コードよりお申し込みください。

お問合せ●生涯学習課社会教育係(コミュニティプラザ内) ☎ 76-7811



申込はこちらから

# 要介護認定を受けている方の「障害者控除」と「医療費控除」のご案内

所得税や町県民税の申告時に認定書などを提出すると、下記の2つの控除を受けることができます。認定書などの発行には申請が必要です。

申請方法●本人または親族が、対象者の介護保険被保険者証を持参し、保健福祉センターで申請してください。

※1 すべての「要介護認定を受けている人」が該当するわけではありません。

## 要介護認定者の障害者控除

障害者手帳などの交付を受けていなくても、控除を受けることができます。

対象者●以下の①②を満たす方

①要支援、要介護の認定を受けている方 ②以下の表で認定区分に該当する方

※2 認定区分は主治医意見書をもとに判断します。

### ■障害高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)

認定区分 ※2	ランク	障害高齢者の日常生活自立度	区分
非該当	J	何らかの障害などを有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1. 交通機関などを利用して外出する。 2. 隣近所へなら外出する。	***
障害者に準ず	A	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。	身体障害者(3級～6級)に準ず
特別障害者に準ず	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体であるが、座位を保つ。 1. 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。 2. 介助により車椅子に移乗する。	身体障害者(1級、2級)に準ず
	C	一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 1. 自力で寝返りをうつ。 2. 自力では寝返りも出来ない。	ねたきり老人に準ず

### ■認知症高齢者の日常生活自立度

認定区分 ※2	ランク	認知症高齢者の日常生活自立度	区分
非該当	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。	***
障害者に準ず	II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	知的障害者(軽度・中度)に準ず
特別障害者に準ず	III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	知的障害者(重度)に準ず
	IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする。	
	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	

## 要介護認定者のおむつ代に係る医療費控除

疾病によりおおむね6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けている方が、おむつを使う必要があると認められる場合には、医療費控除の対象となる場合があります。

申告には、おむつ代の領収書と医師が発行する「おむつ使用証明書(有料)」または、町が発行する「おむつ代に係る医療費控除の申告に関する確認書(以下、「確認書」)(無料)」のいずれかが必要です。

町が発行する「確認書」の対象者●以下の①②③を満たす方

- ①要介護認定の有効期間が連続して6カ月以上である方
- ②障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が、B1、B2、C1、C2(寝たきり)であること。
- ③「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること、または尿失禁が「現在あるか、または今後発生する可能性の高い状態」であること。

※3 ②・③は主治医意見書をもとに判断します。

お問合せ●保健福祉課介護保険係 ☎ 76-3185

